

自立支援給付・障害児通所支援給付

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と言います。）によるサービスを利用できます。

介護保険制度が利用できる高齢者等の方は、介護保険制度におけるサービスが優先となります。

サービスの内容 **身 知 精 難**

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

障害福祉サービスは、介護等給付と訓練等給付があります。介護給付を受給するには、一定の障害支援区分が必要です。

項目		種類
介護給付	障害区分が一定以上の人に生活上、または、療養上の必要がある方の介護を行います。支援の度合いを示す障害支援区分が必要です。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援
訓練等給付	身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助 （通称グループホーム） （※共同生活援助で、ケアが必要な場合は区分が必要になります。）

障害支援区分とは

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

障害支援区分は、区分1から区分6まであり、介護給付を利用する場合に必要になります。また、共同生活援助（グループホーム）で日常生活にケアが必要な方は障害支援区分の認定が必要です。

※訓練等給付は、基本的に18歳以上の障害者を対象としています。

障害児・者が利用できるサービス 身 知 精 難

訪問系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	障害支援区分
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	区分 1 以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	区分 4 以上
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	
行動援護	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	区分 3 以上
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分 6
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分 1 以上

障害者が利用できるサービス 身 知 精 難

日中活動系サービス（介護給付）

サービス名	サービスの内容	障害支援区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 ※ 18 歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	50 歳未満 区分 3 以上 (入所の場合は区分 4 以上) 50 歳以上 区分 2 以上 (入所の場合は区分 3 以上)
療養介護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※ 18 歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	区分 5 ～ 6

日中活動系サービス（訓練等給付）

身 知 精 難

サービス名	サービスの内容
自立訓練 （機能・生活）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労選択支援	より良い就労先・働き方を選択できるように、就労アセスメントを活用し、本人の希望、就労能力や適性に合った選択ができるよう支援を行います。
就労継続支援 （A雇用型・B非雇用型）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

※心身障害者施設等通所交通費助成について

サービス事業所等への通所に要する交通費を助成します。市内に住所を有し、旅客鉄道、定期路線バス及び乗合タクシーを利用している方（非課税である方）が対象です。助成額は助成対象者の居住地からサービス事業所等まで旅客鉄道等の利用に係る2分の1以内となります。

＜問い合わせ先＞

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

居住系サービス 身 知 精 難

サービス名	サービスの内容	障害支援区分
共同生活援助	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。	日常生活にケアが必要な場合は、区分が必要です。
施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。 ※入所施設のサービスを利用する人は、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」を組み合わせる利用することができます。	50歳未満 区分4以上 50歳以上 区分3以上
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。	

障害児のみが利用できるサービス



障害児通所支援

種類	内容
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団参加への適用訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等）
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する障害児に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

障害児入所支援

種類	内容	事業所
障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	鳥海学園（遊佐） 最上学園（新庄） やまなみ学園（長井） こども医療療育センター（上山）

＜利用手続き＞

児童入所支援は、児童相談所に相談します。利用の可否等は、児童相談所が調査して判断します。

利用までの流れ（全体的な流れ）

＜申請先＞市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎の地域づくり推進課

相談

サービス利用を希望するには、鶴岡市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課、または、相談支援事業者に相談します。

※相談支援事業者とは、県の指定を受けた事業所のことです。障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

※ 申請書類

- 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
 - 世帯状況・収入等申告書
 - その他添付書類（診断書・所得状況や課税状況がわかる資料など）
- ※ヘルパーなど介護支援が必要なサービスを利用する場合は、市が主治医の意見書を求めるので、障害の状態がわかる医師を申請書裏面に記載すること。

申請

サービスの利用が必要な人は、市役所福祉課（障害福祉係）または各地域庁舎地域づくり推進課に支給の申請を行います。（申請の際には、利用者負担額の上限区分を認定するため、所得状況や場合によっては資産状況の申告が必要となります。）

調査

現行の生活や障害の状況についての訪問調査（８０項目のアセスメント）が行われます。（児童の場合５領域２０項目）

審査・判定

※介護等給付を受けられる場合のみ

調査内容・主治医意見書に基づき、審査会において障害支援区分が決められます。

認定・通知

障害支援区分や介護する人の状況、申請の要望等をもとに、サービスの支給量等が決められ通知され、鶴岡市から障害福祉サービス受給者証（１８歳以上）、通所受給者証（１８歳未満）が交付されます。

事業者との利用契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

サービスの利用

利用者負担

利用者の方は、原則として利用したサービスにかかる費用の1割を負担していただくことになります。残りの9割は、市と県、国が負担するしくみです。

ただし、世帯の所得状況や資産状況に応じて負担が重くならないように、月額負担上限額が次のとおり設けられています。

負担上限月額

所得区分	世帯	介護給付費 訓練等給付費 障害児施設給付費 負担上限月額	療養介護医療費 障害児施設医療費 負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯の内 本人の年収 80 万 9 千円以下	0 円	15,000 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯 (低所得 1 に該当する者を除く)	0 円	24,600 円
一般 1	市町村民税課税世帯で 所得割が 1 6 万円未満の者 障害児 (注) 2 8 万円未満の者 (① 2 0 歳以上施設等入所者② G H・宿泊型自立訓練居住者を除く。)	【施設, GH 入居者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円 【2 0 歳未満の施設等 入所者】 9,300 円	40,200 円
一般 2	市町村民税課税世帯 (一般 1 に該当する者を除く。)	37,200 円	40,200 円

(注)「障害児」は、20歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除くものとする

世帯範囲の設定

上記のとおり負担上限月額が設定されていますが、利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があります。次のとおり個人単位を基本として設定されています。

種別世帯の範囲

18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者 (別世帯の場合も含む)
障害児 (18 歳未満の障害者) (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【高額障害福祉サービス費の償還】

障害福祉サービス・障害児通所〔または入所〕支援・補装具などのサービスを併用した為に一月の自己負担額(法定の利用者負担額)の合計が基準額を超えた時に、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児(通所・入所)給付費として助成されます。(償還払い方式によります。)

<問合せ先>

市役所福祉課(障害福祉係) 各地域庁舎地域づくり推進課

障害のある方の総合相談

障害者相談支援事業

身 知 精 難

<目的>

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

<内容>

- ・福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- ・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング・専門機関の紹介 等

<実施機関>

障害児：18歳未満 障害者：18歳以上

事業者名	住所	電話番号	児	者
鶴岡市障害者相談支援センター	泉町 5-30	25-2794		○
相談支援センターあおば	宝町 18-50	29-1502	○	

サービスを利用したい時の相談

サービス等利用計画の作成（障害児相談支援を含む）身 知 精 難

<目的>

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

<内容>

サービス利用支援…サービス等利用計画の作成

サービス利用継続支援…サービス等利用計画の評価等（モニタリング）

<実施機関>

次ページ参照

地域生活への移行に向けた支援（地域移行・地域定着）

<目的>

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。地域定着支援は、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

<内容>

○地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等

○地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援

<利用できる方>

○地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方

○地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した方

家族との同居から一人暮らしに移行した方

居宅、単身等で生活する障害者で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方

<実施機関>

障害児：18歳未満 障害者：18歳以上

事業者名	住所	電話番号	サービス		移行・定着
			児	者	
鶴岡市障害者相談支援センター	泉町 5-30	25-2794	○	○	○
相談支援センターあおば	宝町 18-50	29-1502	○		
	藤沢字軽井沢 68	35-3740		○	○
ぱすてる	みどり町 22 番 43-2 号	25-0080		○	○
翔(はばたき)	美咲町 26-1	29-7088		○	○
一柳(ひとやなぎ)	中野京田字壱柳 4-1	35-0701	○	○	
アスピア	宝田三丁目 19-20	35-0770		○	○
く〜たも相談室	日吉町 10-44	28-1877	○	○	
だん	日吉町 6 番 4 号 サンコーポ 1F	080-3195-9987	○	○	○
のぞみの家	北茅原 5 番 54 号	25-8335	○	○	

<問合せ先>

市役所福祉課（障害福祉係） 各地域庁舎地域づくり推進課

地域生活支援事業

障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。

移動支援事業 身 知 精 難

<目的>

屋外での移動が困難な身体障害者等が、円滑に外出することができるよう、移動のための支援を行います。サービスを提供する事業所は市に登録した事業所となります。

<利用できる方>

- 身体障害者手帳所持者で視覚障害者または下肢機能障害者の1・2級の方及び同程度の障害が認められる方
- 療育手帳を所持されている方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- 障害福祉サービス等の対象となる難病患者等

のうち、次の3つの要件に該当する者となります。

- (1) 屋外での移動に常時支援を必要とする者。(ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除く。)
- (2) 「社会生活上必要不可欠な外出」および「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者。
- (3) 家族等による支援を得ることができない者
障害児の場合、保護者の同伴が必要な際は、移動支援事業での介助及び見守りで保護者の代理をすることを認めていません。

《障害児の場合で移動支援の利用が認められる例》

- ① 保護者が障害のある児童1名と障害のない児童1名を連れて外出する際に、障害のある児童の介護を十分できないことから、介護補助してもらう場合
- ② 障害のある児童が、体格が良いうえに多動性や他害行為があり、保護者一人で付き添うことが難しい場合

<対象となる外出>

次の外出の際に、訪問介護員が移動の介助をします。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
例) 官公庁・金融機関への外出、公的行事の参加、本人同伴による生活必需品等(食材等を除く)の買い物、冠婚葬祭
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出
例) 外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞など

※ 自立支援給付の介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。たとえば、食料品の買い物については、障害福祉サービスの居宅介護で対応可能なので、居宅介護を利用することとなります。

＜利用できない外出＞

次のような場合は、移動支援は利用できません。

- ① 見守りのみの場合
- ② 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）
- ③ 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
- ④ ギャンブルを主とする外出
- ⑤ 通年かつ長期にわたる外出
例：通勤、通院、定期的な送迎（施設、日中活動系サービス、学校・園等）
- ⑥ 入院中や医療機関での診療中など保健医療サービスを利用している間
- ⑦ 日中活動系サービスや訪問入浴等、他の福祉サービスを利用している間
- ⑧ 1日で用務を終えない外出
- ⑨ タクシー代わりの利用

＜利用者負担＞

サービス利用料金の1割（生活保護受給者は利用料金が免除となります。）

※ このほか、交通機関の利用料等は全額実費負担となります。

＜申請について＞

障害者手帳をお持ちの上、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）（申請窓口にあります）を下記の申請先へご提出ください。

＜申請先＞ 市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

日中一時支援事業（日帰り短期入所・タイムケア）**身 知 精 難**

＜目的＞

日中一時的に入所させ、入浴、排泄、食事等のお世話をする日帰り短期入所型と障害児を日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練をさせるタイムケア型と2種類あり、障害のある人に対して、日中における活動の場、一時的受け入れの場を提供します。

＜利用できる方＞

日帰り短期入所：自立支援給付の介護給付「短期入所」の支給決定を受けている方
タイムケア：身体障害者手帳の交付を受けている方、障害福祉サービス等の対象となる難病患者等（いずれも18歳未満）

＜利用者負担＞

サービス利用料金の1割（生活保護受給者は利用料金が免除となります。）

※ このほか、交通機関の利用料等は全額実費負担となります。

＜申請について＞

障害者手帳をお持ちの上、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）（申請窓口にあります）を、下記の申請先へご提出ください。

＜申請先＞

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課

生活サポート事業

<目的>

介護給付支給決定にならない人で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある人に、ホームヘルパー等を派遣し生活支援を行います。

<利用できる方>

- ① 障害支援区分認定を申請し、非該当の認定を受けた障害者のうち、この事業による支援が必要な方
- ② 知的障害者及び精神障害者で障害福祉サービスの申請に至らないもののうち、この事業による支援が必要な方

<申請書類>

地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）（申請窓口にあります）

<申請先>

市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課